

○鎌倉市耐震改修アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同住宅等の耐震改修を促進するためアドバイスを行う耐震改修アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等 共同住宅及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1号に定める特定建築物をいう。
- (2) アドバイザー 市長が依頼した耐震改修に関する専門的知識を有する者をいう。

(派遣の方法)

第3条 アドバイザーの派遣方法は、次のとおりとする。

- (1) 派遣できる回数は、1施設につき3回を限度とする。また、1回当たりの派遣時間は、2時間以内とし、午前9時から午後9時までの間とする。
- (2) 派遣先は、鎌倉市内とする。
- (3) アドバイスの範囲は、共同住宅等の耐震改修に関することに限るものとし、権利調整、管理規約等に関することは対象としない。
- (4) アドバイザーの派遣に要する費用は、市長が負担するものとし、別に会場の使用に係る費用が発生する場合は、アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担するものとする。

(派遣の対象)

第4条 アドバイザーの派遣を受けることができる者は、市内において昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた共同住宅等を所有、管理、又は使用している者（法人を含む。）とする。ただし、次に掲げる者（団体の構成員が該当する場合を除く。）については、この限りではない。

- (1) 建物の管理を業としている者
- (2) 1級建築士、マンション管理士等の耐震改修に関する専門家

(派遣の申請)

第5条 申請者は、あらかじめ耐震改修アドバイザー派遣申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、申請者に対し耐震改修アドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 申請者は、申請した内容に変更があったときは、耐震改修アドバイザー派遣変更届出書（第3号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（派遣決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アドバイザーの派遣の決定を取り消すことができる。

（1）申請した内容と異なる目的でアドバイザーの派遣を受けようとしたとき。

（2）派遣の目的が達成できなくなったとき。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣の決定を取り消すときは、耐震改修アドバイザー派遣取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によりアドバイザーの派遣を受けたときは、派遣に要した費用相当額を申請者に請求することができる。

（結果の報告）

第9条 アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣終了後速やかに派遣されたアドバイザーと連名で、耐震改修アドバイザー派遣結果報告書（第5号様式）により派遣の結果について市長に報告しなければならない。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

付 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。